

検討中の内容を含みます

障害者福祉システム等標準化検討会
第2回合同WT・第2回ベンダ分科会の合同開催
令和6年11月1日 【資料3】

障害者福祉システム等標準化検討会 第2回合同WT・第2回ベンダ分科会

第2回WT・ベンダ分科会の検討概要

令和6年11月1日

事務局提出資料

1. 第2回WT・ベンダ分科会で検討する範囲について

○ 第2回WT・ベンダ分科会で検討する範囲は以下のとおりです。

No	検討の論点	見直しの契機	関連箇所	改定時期
1	令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応	制度改正以外	2～3頁	令和7年 1月
2	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応 ※ PMH仕様書の変更内容等を反映	制度改正以外	4～6頁	
3	令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応	制度改正	7～11頁	
4	標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直しや訂正	制度改正以外	12～16頁	
5	地域生活支援事業を標準化の対象とすべきかの検討	制度改正以外	資料4	—

2. 令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応(1/2)

- 検討論点1「令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応」は以下のとおりです。国制度手当及び特別児童扶養手当の所得状況届がマイナポータルびったりサービスに対応していることを踏まえ、国制度手当及び特別児童扶養手当の事務手続きのうち、マイナポータルびったりサービスの対応に資すると考えられる事務手続きについて標準仕様書4.1版案を作成しています。

No	対応内容	修正箇所
1	マイナポータルびったりサービスの対応事務手続きを追加	機能・帳票要件(01.障害者福祉共通) 機能ID:0221388、0221389を追加 ※ 追加の機能となるため、機能ID:0220077 とは別に規定

機能・帳票要件				【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日		
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム				請求審査システム	特別児童扶養手当システム
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.22.		0220077	マイナポータルびったりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)経由して取得できること。 なお、経過措置として、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」に規定される連携方式3、4により申請管理機能を経由して取得することも旨となる。また、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。申請管理機能がマイナポータルびったりサービスに対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等ができること。 【対象事務】 ・特別児童扶養手当所得状況届 ・障害児福祉手当(福祉手当) 所得状況届 ・特別障害者手当所得状況届 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」により実現している事務	◎	◎	×	×	◎	「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」により構築された申請管理機能を有するシステムの種別利用が経過措置として認められている。連携方式3、4に基づき連携は本経過措置に基づき認められるものであることに留意すること。		令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携		新規追加	0221388	機能ID:0220077 に以下の国制度手当に関する事務手続きを加えること。 【対象事務】 ・障害児福祉手当の認定請求 ・障害児福祉手当の障害状態再審査(診断)の請求 ・障害児福祉手当(福祉手当)の氏名変更の届出 ・障害児福祉手当(福祉手当)の住所変更の届出 ・障害児福祉手当(福祉手当)の支払方法変更の届出 ・障害児福祉手当(福祉手当)の受給資格喪失の届出 ・特別障害者手当の認定請求 ・特別障害者手当の障害状態再審査(診断)の請求 ・特別障害者手当の氏名変更の届出 ・特別障害者手当の住所変更の届出 ・特別障害者手当の支払方法変更の届出 ・特別障害者手当の受給資格喪失の届出	◎	×	×	×	×	【第4.1版】令和7年までの行政手続きオンライン化に対応するため、当該機能を追加している。	【第4.1版】標準化検討会における検討により追加	令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携		新規追加	0221389	機能ID:0220077 に以下の特別児童扶養手当に関する事務手続きを加えること。 【対象事務】 ・特別児童扶養手当の認定請求 ・特別児童扶養手当額の改定の請求(増額) ・特別児童扶養手当額の改定の届出(減額) ・特別児童扶養手当の障害状態再審査(診断)の請求 ・特別児童扶養手当の未払いの手当の請求 ・特別児童扶養手当の受給証明書の申請 ・特別児童扶養手当の氏名変更の届出 ・特別児童扶養手当の住所変更の届出 ・特別児童扶養手当の支払方法変更の届出 ・特別児童扶養手当の受給資格喪失の届出	◎	×	×	×	◎	【第4.1版】令和7年までの行政手続きオンライン化に対応するため、当該機能を追加している。	【第4.1版】標準化検討会における検討により追加	令和8年4月1日

適合基準日は、「令和8年4月1日」としています。

実装必須

国制度手当の12手続きを追加

実装必須

特別児童扶養手当の10手続きを追加

2. 令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応(2/2)

○ 追加する事務手続きに紐づく帳票レイアウトは以下のとおりです。

No	追加する事務手続名	帳票レイアウト名	No	追加する事務手続名	帳票レイアウト名
1	障害児福祉手当の認定請求	26_障害児福祉手当認定請求書	1	特別児童扶養手当の認定請求	22_特別児童扶養手当認定請求書
2	障害児福祉手当の障害状態再審査(診断)の請求	31_障害状態再審査(診断)請求書	2	特別児童扶養手当額の改定の請求(増額)	23_特別児童扶養手当額改定請求書
3	障害児福祉手当(福祉手当)の氏名変更の届出	28_記載事項変更届	3	特別児童扶養手当額の改定の届出(減額)	24_特別児童扶養手当額改定届
4	障害児福祉手当(福祉手当)の住所変更の届出	28_記載事項変更届	4	特別児童扶養手当の障害状態再審査(診断)の請求	30_特別児童扶養手当障害状態再審査(診断)請求書
5	障害児福祉手当(福祉手当)の支払方法変更の届出	28_記載事項変更届	5	特別児童扶養手当の未払いの手当の請求	27_未支払特別児童扶養手当請求書
6	障害児福祉手当(福祉手当)の受給資格喪失の届出	29_資格喪失届	6	特別児童扶養手当の受給証明書の申請	36_特別児童扶養手当受給証明申請書
7	特別障害者手当の認定請求	27_特別障害者手当認定請求書	7	特別児童扶養手当の氏名変更の届出	28_特別児童扶養手当記載事項変更届
8	特別障害者手当の障害状態再審査(診断)の請求	31_障害状態再審査(診断)請求書	8	特別児童扶養手当の住所変更の届出	28_特別児童扶養手当記載事項変更届
9	特別障害者手当の氏名変更の届出	28_記載事項変更届	9	特別児童扶養手当の支払方法変更の届出	28_特別児童扶養手当記載事項変更届
10	特別障害者手当の住所変更の届出	28_記載事項変更届	10	特別児童扶養手当の受給資格喪失の届出	26_特別児童扶養手当資格喪失届
11	特別障害者手当の支払方法変更の届出	28_記載事項変更届			
12	特別障害者手当の受給資格喪失の届出	29_資格喪失届			

プリセット対応により帳票詳細要件及び帳票レイアウトに影響する可能性があります、その場合は標準仕様書を見直します。

○ 追加する機能の適合基準日の考え方は以下のとおりです。

適合基準日について、政策上、行政手続のオンライン化は令和7年までの対応となっていることから、「令和8年4月1日」としていただきます。

2. 移行支援期間(令和7年度まで)における標準仕様書の改定への対応については、令和7年度までの適合が制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き、令和8年度以降のシステム改修時において、標準に適合させることとし、標準仕様書の改定の際は、令和8年度以降の適合基準日(※)を設定することとする。

【出典】「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方」(令和5年10月27日改訂 デジタル庁)

3. PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応(1/3)

○ PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応は以下のとおりです。

No	対応内容	修正箇所
1	API設計書、ファイル設計書、説明資料(いずれも令和6年10月24日更新版)の反映	<ul style="list-style-type: none">・機能・帳票要件08.自立支援医療(更生医療) 機能ID:0221378、022133408.自立支援医療(育成医療) 機能ID:0221380、022133808.自立支援医療(精神通院医療) 機能ID:0221383、0221342・(別添1)PMH登録時の自立支援医療設定内容

デジタル庁のHP「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム(Public Medical Hub:PMH)」に掲載されている以下の内容を元に4.1版案を作成しています。

<https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub>

自治体・自治体システムベンダー向けの情報

PMH(医療費助成)に接続するために必要な仕様等の情報を掲載しています。

- [説明資料 \(ZIP/15,619KB\)](#) (2024年10月24日更新)
- [ファイル設計書 \(ZIP/1,615KB\)](#) (2024年10月24日更新)
- [API設計書 \(ZIP/3,891KB\)](#) (2024年10月24日更新)

API連携バッチを活用する場合は以下をご確認ください。

- [API連携バッチ処理仕様書 \(PDF/383KB\)](#) (2024年10月1日更新)

・差分履歴連携を利用する場合は、「【PMH】R6差分履歴連携仕様について_v1.2.pptx」も確認する必要があります。
・連携項目「所得区分」や「追加条件」(重度かつ継続)の設定の際は「【PMH】制度関連マスタ説明資料_v1.2.pptx」及び「【別紙】PMHマスタレイアウト・仕様説明_v1.0.xlsx」も確認する必要があります。

追加されている「差分履歴情報リセット登録API」、「差分履歴情報リセット登録結果取得API」は、ベンダ切替時に、切替後ベンダシステムで登録する前に、切替前ベンダシステムで登録した情報を削除するためのものであるため、4.1版案に規定していません。

3. PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応(2/3)

○ 機能・帳票要件の修正は以下のとおりです。

機能・帳票要件				※ 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。		【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能			
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準日
8. 自立支援医療 (更生医療)	8.1. 受給者台帳管理機能		訂正	0221378	CSV形式又はJSON形式のAPI連携によりPMHに受給資格情報を提供できること、もしくはCSV形式又はJSON形式のファイルを出力しデジタル庁が提供するAPI連携バッチ処理を利用してPMHに受給資格情報を提供できること。 ※1 APIや出力ファイルの仕様は、デジタル庁が規定する情報登録に関するAPI設計書、ファイル設計書、説明資料「【PMH】1800_基本設計書-API設計書_S00G-E02_医療費助成対象者情報登録API(自治体)」又は「【PMH】0703_基本設計書_ファイル設計書_医療費助成対象者情報登録用ファイル」に準拠すること ※2 日次(1日1回以上の頻度)で自動連携すること ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨 ※4 CSV形式又はJSON形式のAPI連携によりPMHに受給資格情報を提供する場合、返却された登録結果(コード、内容)を確認できること	◎	・各項目の設定は「PMH登録時の自立支援医療設定内容」に従うこと。 【第3.0版】自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。 【第4.0版】標準化検討会における検討により、CSVファイルの添付によるAPI連携機能や差分連携を追加している。	障害者福祉システムとPMHの連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。 【第3.0版】標準化検討会における検討により追加 【第4.0版】機能ID：0221278から修正	令和8年4月1日
8. 自立支援医療 (更生医療)	8.1. 受給者台帳管理機能		訂正	0221334	PMHに、処理通番を基に受給資格情報の登録状況を照会できること。 ※1 APIの仕様は、デジタル庁が規定する登録結果取得に関するAPI設計書「【PMH】1800_基本設計書-API設計書_S00G-E04_医療費助成対象者情報登録結果取得API(自治体)」に準拠すること ※2 返却された照会結果(コード、内容)を確認できること	○	・当機能は、医療費助成対象者情報登録API(自治体)のレスポンスにおいては登録エラー時のエラーリストやエラー詳細が含まれていないため、またPMHの登録受付以降は非同期処理で実施され、結果を即時に返却出来ない制約があるため、一定時間が経過した後登録結果を確認するために利用する。 ・登録結果の確認をPMH画面で確認することも可能であるため標準オプション機能としている。 【第3.0版】自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	

準拠すべきPMH仕様書に関する書きぶりを修正

※1 APIや出力ファイルの仕様は、デジタル庁が規定する情報登録に関するAPI設計書、ファイル設計書、説明資料「【PMH】1800_基本設計書-API設計書_S00G-E02_医療費助成対象者情報登録API(自治体)」又は「【PMH】0703_基本設計書_ファイル設計書_医療費助成対象者情報登録用ファイル」に準拠すること

準拠すべきPMH仕様書に関する書きぶりを修正

※1 APIの仕様は、デジタル庁が規定する登録結果取得に関するAPI設計書「【PMH】1800_基本設計書-API設計書_S00G-E04_医療費助成対象者情報登録結果取得API(自治体)」に準拠すること

更生医療、育成医療、精神通院医療について、同様に修正しています

○ 「(別添1)PMH登録時の自立支援医療設定内容」の修正は、全件連携時と差分連携時で連携I/Fが異なるため、全件と差分を分けて記載しています。

PMH登録時の自立支援医療設定内容 (全件連携)

- ・当資料は、「【PMH】0703_ファイル設計書_医療費助成対象者情報登録用ファイル Ver.1.2」を元に作成しています。
- ・当資料は、PMHのファイル設計書を元に作成していますが、CSV形式又はJSON形式のAPI連携又はファイル出力における各連携項目に対する自立支援医療の設定内容として記載しています。
- ・全件連携時は、送信時点又は将来有効な受給者証のデータ(有効期間が有効、かつ廃止されていないデータ)を設定する必要があります。
- ・医療費助成対象者情報登録を利用する場合は、医療費助成対象者差分履歴情報登録を併用することはできません。

全件連携のイメージです

#	項目名(ヘッダ)	必須	必須列(→)の場合における各条件	桁数(文字数)	データ型	固定長/可変長	書式	項目説明	備考	自立支援医療設定内容
1	機関別受給者証種別ID	◎		50	string	可変	半角英数のみ	自治体システムの中で受給者証の種類を一意に特定しているIDに相当するものを記載する。		パラメタ等により、更生医療、育成医療、精神通院医療を自治体ごとに一意に特定できるIDを設定する
2	機関別受給者証ID ※v1.0にて削除	◎		50	string	可変		自治体システム内で受給者証のデータ管理用IDを記載する。	・自治体システムの中で受給者証のデータを一意に特定するIDに相当するものを記載する。	

3. PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応(3/3)

○ 「(別添1)PMH登録時の自立支援医療設定内容」の4.1版案における主な変更点は以下のとおりです。

No	主な変更点	主な変更の内容	主な留意点
1	フォーマットの変更	「必須列(→)の場合における条件」、「削除フラグの値がtrueの場合に必須」(差分連携のみ)の追加、「データ元」の削除	内容は「【PMH】0703_ファイル設計書_医療費助成対象者情報登録用ファイル_Ver.1.2」及び「【PMH】0703_ファイル設計書_医療費助成対象者差分履歴情報登録用ファイル_Ver.1.3」を参照のこと。
2	差分連携の追加	全件連携と比較し、差分連携では「受給者証サブキー」、「履歴キー」、「削除フラグ」の3項目が追加	<ul style="list-style-type: none"> ・「受給者証サブキー」及び「履歴キー」は、「【PMH】R6差分履歴連携仕様について_v1.2.pptx」を踏まえて、ベンダの実装範囲で設定する。 ・「削除フラグ」は誤登録履歴データをPMHから削除する場合に設定する。
3	連携項目の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・「所得区分」、「追加条件」、「常に償還払い」が追加 ・自己負担上限額種別ごとに、「初診のみ適用」、「食事療養費患者負担」、「食事療養費自己負担上限額(日)」が追加 	各項目に対して自立支援医療における設定内容を記載している。
4	自己負担上限額種別の見直し	自己負担上限額種別から「共通」、「入院」、「入院外」が削除、「医科歯科入外合算」、「医科歯科入院」、「医科歯科外来」、「医科入外合算」、「医科入院」、「医科外来」、「歯科入外合算」、「歯科入院」、「歯科外来」、「訪問看護」、「柔整」、「あはき」が追加 ※「薬局」は変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療の場合は、医科・薬局・訪問看護等のPMHで定める自己負担上限額種別ごとの上限ではなく、自己負担上限額種別をまたいだ合算の上限であるため、4.0版では「共通」の項目のみの設定としていたが、「共通」が無くなり、各自己負担上限額種別に対して同じ値を設定することとなっている。 ・また、自立支援医療は自己負担上限額種別をまたいだ合算の上限であるため、自治体の運用において、設定したPMH地単・国公費マスタをデジタル庁に提出する必要がある。

4. 令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応(1/5)

検討中の内容を含む

○ 令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応は以下のとおりです。

No	意見元	ご意見の内容	事務局回答
1	令和6年度 第2回検討 会	<p>【自立支援医療の記載事項変更届の様式について】</p> <p>同一保険加入者全員について、情報提供ネットワークシステムで保険証情報を確認することだが、マイナンバーを利用する情報照会であるため、申請書・届出に本人からの提供でマイナンバーを記載してもらう必要があると思われる。しかしながら、現在示されている帳票レイアウトの、自立支援医療(更生・育成・精神通院)の記載事項変更届には、受診者および保護者の個人番号記入欄はあるが、同一保険加入者の個人番号を記載する欄は設けられていない。</p> <p><u>同一保険加入者全員をマイナンバーで情報連携することを想定しているのであれば帳票レイアウトに同一保険加入者のマイナンバーを記載する箇所を設けるか、マイナンバーを用いる場合は記載事項変更届ではなく申請書の方を使用するよう運用方法を統一する等した方が良いのではないか。</u></p>	<p>当面は資格確認書又は資格情報のお知らせによる確認が可能であることや、受給者による情報照会により被保険者氏名を確認できないか、マイナポータルからのダウンロードファイルで被保険者名を確認できないかを確認中であるため、保険世帯員の情報照会が必須と判断された場合に検討することとします。</p>
2	令和6年度 第2回検討 会	<p>【自立支援医療の所得確認を行う際の同意書について】</p> <p>当市では現在、受診者および同一保険加入者の所得調査について、自立支援医療の申請の際には申請書とは別に、同意書兼調査書を記入してもらうことで同意確認を行っている。しかし、標準化後の帳票には、調査書はあれど同意書はない。</p> <p>地方税関係情報をマイナンバーを用いて調べる際には、地方税法に基づく守秘義務の関係上、事前に本人から同意を得る必要があると認識しているのだが、<u>同意書の標準化は不要であるか。また、同意書を標準化の対象としない場合、都道府県や市町村の現行様式をそのまま利用して差し支えないか</u>(申請書の自由記載欄はほかの用途で使用する可能性があり、なるべく使用したくない。同意を得る必要性はどこ自治体にもあると思うので、同意を得るための様式は統一した方が良いのではないかと考える)。</p> <p>⇒(追加意見)所得確認の同意書について、<u>申請書に所得状況を公簿等で確認する旨の本人同意欄を設けることや申請文に追加する等により、出来るだけ確認書として帳票を追加しない工夫ができる</u>とよいと考える。</p>	<p>自立支援医療費支給認定申請において、所得確認の同意の方法については、申請書の同意欄による実施が望ましいと考えるため、自立支援医療費支給認定申請書の申請者氏名の記名欄にある固定文言箇所に同意文を入れる対応とさせていただきます。</p>

4. 令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応(2/5)

検討中の内容を含む

No	意見元	ご意見の内容	事務局回答
3	令和6年度 第3回検討会	<p>現在示されている帳票レイアウトについて「被保険者証」の文言を「資格確認書」へ変更する必要があるか伺いたい。</p> <p><u>令和6年9月13日付行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について(通知)にて、(1)本人確認書類として列記されているもののうち健康保険の被保険者証等に係るものを削除し、それに代わる本人確認書類(資格確認書)を規定すること。(第2条第3項関係)とある</u>ため、帳票レイアウトの各所にある「被保険者証」の文言もあわせて「資格確認書」に変更されるのか。</p>	<p>令和6年10月10日付けで公布した障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令(令和6年内閣府・厚生労働省令第16号)により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)における「被保険者証等」の文言は「資格確認書等」に改めており、現在、関連する様式の見直しを行っているところです。</p> <p>様式の見直し中ではありますが、現時点において、各帳票レイアウトの被保険者証の記載を見直しています。また、管理項目の名称にある「被保険者証」は「資格確認書」に変更してします。なお、自立支援医療については厚労省と調整ができれば4.1版案に反映する予定としています。</p> <p>○変更箇所 機能帳票要件 機能ID:0221375、0221376帳票詳細要件、帳票レイアウト 01_(介護給付費等)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 02_障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 03_(介護給付費等)支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書 04_障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書 23_障害福祉サービス受給者証 25_療養介護医療受給者証 26_通所受給者証 27_肢体不自由児通所医療受給者証</p>

4. 令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応(3/5)

○管理項目の名称変更

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		
						障害者福祉システム	障害者福祉支援システム	審査会システム
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.33.	訂正	0221375	療養介護医療受給者情報、肢体不自由児通所医療受給者情報を管理できること。 【管理項目】 公費負担者番号、公費受給者番号、医療型個別減免適用期間開始日、医療型個別減免適用期間終了日、医療部分負担上限月額、保険者番号、 被保険者証資格確認書 記号番号枝番、医療機関事業所番号、食費負担限度額、医療受給者証交付日 【事務処理の内容】 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）第2 Ⅷ 受給者証の交付 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第2 通所受給者証の交付 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手第1 3 医療型個別減免について 等にて示された内容に従う	◎	◎	×
			訂正	0221376	療養介護医療受給者情報、肢体不自由児通所医療受給者情報を管理できること。 【管理項目】 被保険者証資格確認書 資格取得日 被保険者証資格確認書 資格喪失日 ※ 当機能の管理項目及び機能ID：0221375の管理項目「保険者番号」及び「被保険者証記号番号枝番」について、国民健康保険情報もしくは後期高齢者医療保険情報の連携情報を利用できる場合は、自動表示できること	○	○	×

管理項目の名称にある「被保険者証」を「資格確認書」に変更

4. 令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応(4/5)

検討中の内容を含む

○(介護給付費等)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

申請者	フリガナ			個人番号											
	氏名			生年月日	年			月	日						
	居住地	〒		電話番号											
支給申請に係る児童氏名	フリガナ			個人番号											
	氏名			生年月日	年			月	日						
				続柄											
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号		疾病名									
被保険者証の記号及び番号(※)				保険者名及び番号(※)											
障害基礎年金1級の受給の有無(就労継続支援のサービスを申請する者に限る。)															
※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合記入すること。															

被保険者証の欄、「※」の文言を削除
 ※ (介護給付費等)支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書も同様に対応

○障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

申請者	フリガナ			個人番号											
	氏名			生年月日	年			月	日						
	居住地	〒		電話番号											
支給申請に係る児童氏名	フリガナ			個人番号											
	氏名			生年月日	年			月	日						
				続柄											
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号		疾病名									
被保険者証の記号及び番号(※)				保険者名及び番号(※)											
※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、肢体不自由児通所医療を申請する場合記入すること。															
固定文言2															

被保険者証の欄、固定文言2を削除
 ※ 障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書も同様に対応

4. 令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応(5/5)

○障害福祉サービス受給者証

(十三)

注意事項欄

1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。
 2 指定障害福祉サービス等、共生型障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスを受けようとするときは、必ずこの証を指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当事業所に提示してください。
 3 療養介護を受けようとするときは、この証に**医療保険の被マイナ保険者証等**及び療養介護医療受給者証を添えて、指定療養介護事業所に提示してください。

「医療保険の被保険者証」を「マイナ保険証等」に変更
 ※以下の帳票の注意事項欄も同様に対応

- ・療養介護医療受給者証
- ・通所受給者証の八面
- ・肢体不自由児通所医療受給者証

○療養介護医療受給者証

療養介護医療受給者証			
公費負担者番号			
公費受給者番号			
支給決定障害者	居住地		
	フリガナ	生年月日	
	氏名	年月日	
	被保険者証の記号及び番号	保険者名及び番号	

「被保険者証の記号及び番号」、「保険者名及び番号」欄を削除

※肢体不自由児通所医療受給者証も同様に対応

帳票レイアウトの変更に伴い、帳票詳細要件も変更しています。

(検討論点3の参考) 担当課への情報共有事項の状況について

- 以下については、制度の運用面に関する内容であることから、担当課へ情報共有していますが、参考までに、現時点の状況を共有します。

No	意見元	ご意見の内容	現時点の状況
1	令和6年度第1回個別検討WT	自立支援医療においては、情報提供ネットワークシステムを使って保険証の情報を照会したことがあるが、その際、被保険者の氏名が表示されないことがわかった。 <u>被保険者が誰かを特定する必要があるため、被保険者の氏名を表示できるように対応をお願いしたい。</u>	
2	令和6年度第2回検討会	なるべく早期に情報提供ネットワークシステムのデータ標準レイアウトに「 <u>被保険者の氏名</u> 」という項目を追加してほしい。併せて情報照会の結果の見方(記号・番号・枝番の判別方法等)、記号番号枝番の付番規則の解説や保険組合—記号番号の読替え表等を作成・共有していただけると、事務担当者の負担軽減になるのでお願いしたい。	被保険者氏名を表示できるかについては自立支援医療担当課から厚労省保険局に確認中となっております。
3	令和6年7月の全国意見照会	<u>被保険者の氏名がマイナンバーでの連携で確認が難しい</u> と思うのですが、確認できるようになっているのでしょうか？ また、 <u>国民健康保険が他市町村の場合、同一保険者の把握が難しい</u> と思うのですが、どのようにしていくのでしょうか？ 保険証発行がなくなり、世帯の変動について申請者がわかっていない場合、自立支援医療の月額上限の額が正しいか判断がむずかしくなると思います。また、現在の自立支援医療の様式では保険の記号・番号を記載するようになっていますが、窓口業務において記載が出来なくなると思います(マイナンバーを連携できる部屋が遠く、連携するための入力に時間もかかるため)。	なお、マイナポータル健康保険証資格情報の表示画面では被保険者名は表示されますが、ダウンロードファイルには被保険者名が含まれていないため含めることが可能であるかも合わせて確認しております。
4	令和6年7月の全国意見照会	直接的に、機能・帳票要件・帳票詳細要件に関係はしませんが、すでに他市からも、懸案・課題としてあがっているとおり、自立支援医療の支給認定に必須である <u>社会保険の被保険者氏名を情報提供ネットワークシステムにて確認できるよう、早急なご対応いただきたい</u> です。 理由としては、自立支援医療の支給認定に係る所得区分を判定する際、社会保険加入者の場合は被保険者の所得を確認する必要があり、情報提供ネットワーク利用にて保険の被保険者氏名が確認できない場合は、健康保険証廃止後も、社会保険加入者のみは、「保険証」「マイナ保険証」「資格確認書」等の提示が必要となり、申請者への手続負担が生じるためです。	また、No.3の国民健康保険が他市町村の場合は情報提供ネットワークシステムを利用して確認することは可能となっております。

5. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(1/5)

No	ご意見・ご質問の内容	4.1版案の概要
1	<p>【検討課題一覧 No. 60】</p> <p>育成医療の機能ID0221379「加入保険情報を管理できること」の項目において、国民健康保険情報もしくは後期高齢者医療保険情報の連係情報を利用できる場合は、自動表示できることとされているが、マイナンバーを活用して保険資格情報を取得し、社会保険情報も自動表示できるようにしていただきたい。</p> <p>また、機能要件に以下の2点を追加していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー情報の一括照会ができること ・照会結果の自動取り込みができること <p>多数の申請があるなか、保険情報の入力にかかる事務負担は大きい。保険情報があらかじめ表示されている状態もしくはマイナンバー情報の一括照会及び結果の自動取り込みが可能になれば事務の効率化につながる。</p>	<p>一括照会につきましては、機能ID:0220071において、「※2 一括してデータ作成し、連携できること」と規定しておりますが、ご意見の内容は、加入保険が社保、国保・共済組合、他市町村国保の場合について、医療保険世帯員全員をまとめて照会できることであると考えられますので、支給認定基準世帯員をまとめて情報照会でき、保険資格情報を自動で取得し、加入保険情報として利用できる機能を標準オプション機能で追加いたしました。</p>
2	<p>【検討課題一覧 No.61】</p> <p>■(新規ID:共通)</p> <p>【要望】</p> <p>以下の機能について新規追加を検討いただけないでしょうか。</p> <p>「機能ID 0220147の要件に加えて、庁内データ連携機能にて国民健康保険情報、後期高齢者医療保険情報または生活保護情報を取得できなかった世帯員について、対象者を選択して情報提供ネットワークシステムを通じて社会保険診療報酬支払基金より医療保険情報を自動で一括で取得、各事業の台帳画面や「世帯」一覧で確認できること。</p> <p>【理由】</p> <p>医療保険情報の情報提供NWSを通じた取得については、「世帯」情報の確認等のために必須となり、基準日住登外者の税情報の他自治体照会等と異なり、頻繁に利用されることが想定されます。内部データ連携機能で把握できる国民健康保険情報等の対象者を除くとほぼ、支払基金を照会先として確認できると想定されるため、公金受取口座同様に自動取得し、転記することなく必要な項目への自動反映の機能化を要望するものです。</p> <p>(※事務手続きの選択について「健康保険法」に制限する必要、申請書に記載のない「世帯」員の情報提供NWS照会は困難と想定されるため、「対象者を選択」としたの上での、台帳等への自動反映の機能としたものです。)</p>	<p>○変更箇所</p> <p>機能・帳票要件(08.自立支援医療(更生医療)) 機能ID:0221393</p> <p>機能・帳票要件(09.自立支援医療(育成医療)) 機能ID:0221394</p> <p>機能・帳票要件(10.自立支援医療(精神通院医療)) 機能ID:0221395</p>

5. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(2/5)

No	ご意見・ご質問の内容	4.1版案の概要
3	<p>【検討課題一覧 No.62】</p> <p>デジタル庁が策定する基本データリストにおけるグループID:「022009:障害福祉サービス申請決定情報」、「022014:障害児支援申請決定情報」において、所得割額が旧所得割計算前なのか後なのか判断ができないため自立支援医療や補装具と同様に「旧所得割計算前所得割額」の項目を追加して頂きたい。</p>	<p>障害福祉サービス及び障害児通所支援につきまして、補装具、更生医療、育成医療、精神通院医療と同様に旧所得割計算前の所得割額を管理できるように、管理項目「旧所得割計算前所得割額」を標準オプション機能として追加いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件(06.障害福祉サービス等(受給者管理)) 機能ID:0221392</p>
4	<p>【検討課題一覧 No.63】</p> <p>住登外者または住基除票者に対する一括喪失</p> <p>(1)要望する機能・仕様 住登外または住基除票の手帳交付者に対して指定した年齢を元に、一括で喪失処理する。</p> <p>(2)要望する理由 本市では「住登外の手帳交付者」、「転出により住民票が除票となっているが転出の届出又は転出先からの手帳転入通知がなく手帳交付中の者」に対して一定年齢到達(110歳など)で一括喪失処理している(年250件)。身体障害者手帳交付数は障害者関連施策策定の基礎データとなるため当該処理は必須。仮に対象者をEUCで抽出し、個別画面から喪失処理を行うとすると年間30時間以上を要すると見込まれる。</p> <p>蛇足ながら、身体障害者福祉法施行令では、身体障害者手帳台帳から記載事項を削除できるのは、①手帳返還を受けたとき、②本人の死亡が判明したとき、③返還を命じたとき、④転出先から手帳転入通知を受けたとき、とされている。よって、単に住民票市外異動をもって手帳喪失処理をすることはできない。</p> <p>(3)政令指定都市照会結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類似機能を現行システムに実装している、あるいは標準化後のシステムに実装を予定している都市 3都市(名古屋市、神戸市、福岡市) ・当該機能が標準準拠システムの機能として提供された場合、利点があると考えられる都市 12都市(仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市) 	<p>指定都市12市から賛同を得られた要件であり、指定都市以外から同様の意見はないことから、当該要件について、指定都市用の機能要件に標準オプション機能として追加いたしました。なお、精神障害者保健福祉手帳については、有効期限があるため対応していません。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件(指定都市)(02.身体障害者手帳) 機能ID:0228097 機能・帳票要件(指定都市)(03.療育手帳) 機能ID:0228098</p>

5. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(3/5)

No	ご意見・ご質問の内容	4.1 版案の概要
5	<p>【検討課題一覧 No.64】</p> <p>【要望】管理項目『高次脳機能障害の有無』の追加 標準仕様書および基本データリストにおいて、現在、「対象者情報」グループの中に下記2項目が明記されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『データ項目ID:02204238_強度行動障害の有無』 ・『データ項目ID:02203049_医療的ケアの有無』 <p>当該項目については、特定の事業等にて活用するものではなく、対象者情報に紐づく項目として、強度行動障害や医療的ケアに必要な制度やサービスの統計・分析等を行い施策検討するうえで有用な項目であると考えられる。</p> <p>新たに今般の「R6年度障がい福祉サービス等報酬改定」において、『高次脳機能障害』に対する評価の枠組みが設けられている。『データ項目ID:02204238_強度行動障害の有無』、『データ項目ID:02203049_医療的ケアの有無』と同様の用途を目的とし、『高次脳機能障害の有無』についても管理項目として追加していただきたい。</p>	<p>障害者福祉共通の機能ID:0220128 で管理する「強度行動障害の有無」や「医療的ケアの有無」と同様の利用目的として、管理項目「高次脳機能障害の有無」を標準オプション機能として追加いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件(01.障害者福祉共通) 機能ID:0221398</p>
6	<p>【検討課題一覧 No.65】</p> <p>R6年度報酬改定後に「機能・帳票要件」および「基本データリスト」の確認を行ったところ、「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領_R6年4月版)」および「障害児通所給付費に係る支給決定事務等について(事務処理要領_R6年4月版)」にて『その他記載が必要な加算事項等及びその記載例』とされている内容について突合を行いました。下記項目について管理されていない認識です。すでにある同種の管理項目につきましても出力条件は任意ですので、受給者証印字が保証されるものではありませんが、同様に下記項目につきましても管理対象としていただけないでしょうか。</p> <p>【事務処理要領に記載あるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『重度支援(知的18点以上)』:行動援護(障害支援区分の認定調査項目のうち12項目の調査等の合計点数が18点以上である者) ・『入浴(重心・医ケア)』:生活介護(入浴支援加算対象者) ・『喀痰吸引等(重心・医ケア)』:生活介護(喀痰吸引等実施加算対象者) ・『重度居宅介護』:共同生活援助(重度障害者居宅介護利用対象者) <p>【事務処理要領に記載ないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『高次脳機能障害』:R6報酬改定にて新設された加算。対象者情報グループ(既要望済み)とは別に『6.障害福祉サービス等(受給者管理)』にて管理希望:生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、計画相談支援、障がい児相談支援 	<p>【事務処理要領に記載あるもの】にいただいた内容については受給者証への支給量への印字が必要なものでありますので、管理項目「行動援護:重度支援(知的18点以上)」、「生活介護:入浴(重心・医ケア)」、「生活介護:喀痰吸引等(重心・医ケア)」を追加いたしました。</p> <p>なお、共同生活援助(重度障害者居宅介護利用対象者)についてはデータ項目ID:02200751で管理できる内容であるため、検討の対象外とさせていただきます。</p> <p>また、【事務処理要領に記載ないもの】にいただいた内容は独自施策利用項目を利用した運用をお願いします。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件(06.障害福祉サービス等(受給者管理)) 機能ID:0221391、0221374</p>

5. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(4/5)

No	ご意見・ご質問の内容	4.1版案の概要
7	<p>【検討課題一覧 No.66】</p> <p>調査書をまとめて1枚に印刷する条件(機能ID:0221135)に、管理項目「借受けの意向有無」も必要ではないでしょうか。</p> <p>帳票詳細要件によると、「借受けの意向有無」も出力するように記載があった為です。ご検討お願いいたします。</p>	<p>ご意見の内容を踏まえ、機能ID:0221135の調査書を1枚にまとめる条件に「借受けの意向有無」を追加させていただきました。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件(11.補装具) 機能ID:0221397</p>
8	<p>【検討課題一覧 No.67】</p> <p>8/9(金)に実施された障害者福祉システム等標準化検討会(第2回)の配布資料「参考資料2_令和6年度上期全国意見照会の意見集約一覧」中No.4の意見について、票詳細要件、帳票レイアウトの「01_療育手帳交付証明書」、「03_療育手帳交付(再交付)決定通知書」に「障害種別」の表記にて印字項目を追加する対応を行っているかと存じます。</p> <p>一方で、機能・帳票要件の機能ID0221387においては管理項目を「旅客運賃割引コード」とする旨規定されているため、データリストにおいてはデータ項目を「旅客運賃割引コード」(データ項目ID02200178)として規定している状態です。</p> <p>データリストと帳票詳細要件等で表記に齟齬がある状態となっていることから、表記を統一する必要があるかと思料いたします。</p> <p>つきましては次回の標準仕様書改定において修正をご検討いただけますと幸いです。</p>	<p>療育手帳の管理項目「旅客運賃割引コード」について、「01_療育手帳交付証明書」、「03_療育手帳交付(再交付)決定通知書」の表記に合わせて、「障害種別」に訂正いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件(03.療育手帳) 機能ID:0221387</p>

5. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(5/5)

No	ご意見・ご質問の内容	4.1版案の概要
9	<p>【検討課題一覧 No.68】 標準仕様書3.0版で追加された指定都市要件について 標準仕様書3.0版で追加された指定都市要件のうち、3.療育手帳、3.7.帳票出力機能、機能ID【0228093】 「機能ID:0220361の標準オプション機能を実装必須機能とすること。」:◎ですが、○0220361(カード様式CSV出力)→0220360(療育手帳(紙様式)出力)の誤りではないでしょうか。 指定都市の検討で備考の「協議案_管理番号:48追-2」記載からも紙様式出力の方が指定都市必須と思われます。</p>	<p>ご意見のとおり、指定都市要件の検討において、カード型は48追-4にて不採用となっておりますので、指定都市要件の機能ID:0228093の実装必須機能とすべき規定内容について、機能ID:0220361(カード様式)から機能ID:0220360(紙様式)に訂正いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件(指定都市)(03.療育手帳) 機能ID:0228093</p>
10	<p>【検討課題一覧 No.69】 機能ID:0220420の機能要件としては「精神障害者保健福祉手帳交付台帳」をEUC機能を利用して作成できること。」とされており、実装区分は◎:実装必須とされている。一方で「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」の「第2」の「6手帳の交付台帳」において精神障害者保健福祉手帳交付台帳を備えるのは都道府県とされている。そのため、一般市町村においては不要な機能であるため、実装区分を○:標準オプション機能としてほしい。</p>	<p>「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」において、交付台帳の作成は都道府県、指定都市となっていることから、4.1版案で実装類型を実装必須機能から標準オプション機能に訂正いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件(04.精神障害者保健福祉手帳) 機能ID:0220420から0221390に修正</p>
11	<p>【検討課題一覧 No.70】 精神通院医療の機能ID:0221012にて病院・診療所種別を管理できるようになっているが、ひとつの病院・診療所に対して、ひとつの種別しか管理できない仕様となっている。 大きな病院では複数の種別での実施をしていることもあるため、複数管理できるようにしてほしい。</p>	<p>ご意見の内容を踏まえ、病院・診療所種別をひとつの病院・診療所に対して複数管理できるように、標準オプション機能を追加しました。 なお、基本データリストは病院・診療所種別_1~4についてそれぞれ繰り返しを4とし、MAXでコードID:051のコード値の数分管理できるようにする予定です。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件(10.自立支援医療(精神通院医療)) 機能ID:0221396</p>